

May 20, 2020

Legal Update

企業支配構造改善に向けた公示制度の強化

最近、韓国では、通貨危機後から議論されてきた企業支配構造 (Corporate Governance) の改善に対する要求とともに、全世界において注目されている社会的責任投資 (SRI)、スチュワードシップ・コード (Stewardship Code) の導入による受託者責任活動等のための先決条件として、ESG (Environment Social Governance) 情報の開示拡大要求が拡散しています。このような企業支配構造の改善および ESG 情報の開示のための制度的な装置の一つとして、これまで自律公示事項であった企業支配構造公示が義務公示事項に変更されており、今後、義務公示の対象が上場法人の全体に拡大される見通しです。以下では、企業支配構造公示制度の主な内容および制度運営の推移について検討し、今後の見通しと対応策についてご案内します。

1. 企業支配構造公示制度の主な内容

2018年12月19日に有価証券市場公示規定の改正により、資産総額2兆ウォン以上の有価証券市場上場法人に対しては、企業支配構造報告書の提出が義務付けられました。これを受け、義務提出の対象となる企業は、2019年6月3日までに第1回目の報告書を提出しており、今年も公示義務化以後の第2回目の報告書の提出を控えています。ただし、今年は、新型コロナウイルスの急速な拡散によって監査・

事業報告書の提出締切延長の承認を受けた企業に限り、企業支配構造公示の締め切りも2020年7月15日まで延長されました。

企業支配構造公示制度は、韓国企業支配構造院(KCGS)が制定した『企業支配構造模範規準』と、経済協力開発機構(OECD)の『企業支配構造原則』のうち、株主、取締役会、監査機構と関連して投資情報として価値の高い項目を10大核心原則に選定して公示するものとした制度です。同制度は、2017年に自律公示項目として導入されましたが、自発的に参加する企業が少なく、参加した企業の場合にも公示内容が十分ではないという問題が提起されました。そのため、金融委員会および韓国取引所は、改善作業を通じてこれを義務公示項目に変更する一方、企業支配構造報告書に含まれる細部公示事項を定めた「企業支配構造報告書ガイドライン」を配布しました。

現行の企業支配構造公示制度は、株主、取締役会、監査機構という三つのカテゴリーに基づき10大核心原則を公示項目として規定し、これに対する会社の遵守の如何を説明(原則遵守例外説明方式)するものとしています。また、核心原則のうち「遵守を奨励する必要がある」15項目(株主総会4週前の招集公告、電子投票の実施、集中投票制度の採用、取締役会議長と代表取締役の分離、6年以上長期在職している社外取締役の不存在等)については、報告書別添「企業支配構造核心指標遵守現況」表において遵守の如何に○または×をつけるものとし、各企業の核心指標遵守現況を直観的に把握できるようにしています。

義務提出の対象となる法人は、企業支配構造報告書を事業報告書提出期限から2ヵ月以内取引所に提出しなければなりません。しかし、提出期限を守らないか、公示内容に偽りがある場合等には、不誠実公示として制裁を受けることがあり、公示項目の記載にミスがある場合や、重要事項に漏れがある場合(ガイドラインの提示した内容を満たして作成しない場合を含む。)、取引所が訂正申告を要求できますが、これに応じない場合には、制裁を受けることがあります(有価証券市場公示規定第29条第1号、第2の2、第24条の2第2項、施行細則第7条の2第3項)。

2. 2019年公示完了以後のガイドライン改正

韓国取引所は、2019年に提出が完了した企業支配構造報告書に対する全数調査を行いました。調査の結果、報告書を提出した企業らが15の核心指標のうち平均8.01の核心指標を履行していること(53.4%)が分かり、核心指標のうち履行率が最も低い項目は、株主総会4週前の招集公告と集中投票制の採用でした。韓国取引所は、このような全数調査の結果および関係者から指摘を受けた改善必要事項を反映し、2020年3月31日付で「企業支配構造報告書ガイドライン」を改正しました。同ガイドラインの改正

事項のうち特記すべき内容は、最高経営責任者承継政策に対する公示内容の不十分などを解決するために必須記載事項を提示したこと、個別取締役の専門性に関する説明を記載するものとしたこと、取締役または取締役会における委員会委員の性別情報を記載するものとしたこと、6年（関連会社を含め9年）以上長期在職している社外取締役の現況とその事由を記載するものとしたことなどです。ご参考までに、2020年1月29日に施行された商法施行令に基づいて6年（関連会社を含め9年）以上社外取締役として在職した者は、社外取締役欠格事由に当たることになりましたが、商法施行令改正に基づく欠格事由は、2020年1月29日以後に選任または重任する社外取締役について適用される一方、企業支配構造報告書の場合、2020年に提出する報告書から6年（関連会社を含め9年）以上在職している社外取締役の現況と事由を記載しなければならないという点が異なります。また、取締役または取締役会における委員会委員の性別情報を記載するものとしたことは、2020年8月5日から施行される資本市場と金融投資業に関する法律において資産総額2兆ウォン以上の株券上場法人の場合、女性取締役を1人以上選任するものとする義務規定を設けたことによるものと理解されます。

3. 公示履行に対する監督強化についての見通しおよび対応策

韓国取引所は、企業支配構造公示義務を上場法人全体に対して拡大する計画とともに、企業支配構造公示制度の早期定着と公示内容の充実化に対する意志を何度も示してきました。2019年には、公示が義務付けられた初年度ということもあり、予備期間として訂正公示要求なしに記載不備事項に関して確認する措置に止まったものの、今年からは、積極的に訂正公示を活用する計画であることを明らかにしているだけに、公示事項の漏れや不誠実な記載に対して訂正公示要求、不誠実公示への制裁等を行う可能性が高いといえます。特に、2019年提出された報告書のなかには、企業支配構造報告書ガイドラインにおいて求められる各細部原則に対する遵守の如何、また、遵守していない場合において、その事由および今後の計画について十分に説明せず現況のみを羅列したり、細部原則において求められる個別の記載項目を区分せず一括記載した公示事例等が見受けられましたが、このような公示内容は、今年から訂正公示の対象となる可能性があります。

企業としては、企業支配構造報告書の公示項目のうち、現行の商法における義務事項ではない株主総会4週前の招集公告、集中投票制の採用、電子投票制の実施、取締役会議長と代表取締役の兼職禁止等につき、毎年の未履行事由および今後の計画を公示することが負担になり得ます。ところが、企業支配構造報告書の記載事項そのものに法的拘束力があるわけではなく、原則遵守例外説明方式によって企業が遵守していない項目については、その事由と今後の計画を説明すれば十分であるといえます。しかし、企業支配構造公示制度は、金融委員会の主導により施行されるものであり、報告書に示された支配構造

現況が市場と投資家の評価対象となるという点で、企業支配構造公示制度は、企業に対して相当な影響力を持つものと予想されます。

特に、国民年金が『国民年金基金受託者責任活動に関する指針』の改正を通じて、ESG情報を活用した投資方針を明らかにするなど、今後、企業支配構造をはじめとする非財務的な要素を踏まえた投資家らの投資意思決定と、受託者責任活動が拡大されるものと見込まれている状況です。そのため、透明な支配構造を作る必要性が高まる一方、支配構造に関する公示対象情報の拡大が進められると同時に、公示履行に対する監督が強化されるものと予想されます。従って、**企業としては、報告書における記載の不十分さや不正確な情報の記載により、韓国取引所からの制裁や市場評価の際に不利な待遇を受けないように、改正されたガイドラインを熟知し、専門家の力を借りて報告書の準備に万全を期する必要がある**といえます。

さらに、企業支配構造改善の目的で現在推進されている商法改正の推移を注視する一方、企業支配構造公示制度のベースとなった『企業支配構造模範規準』の内容を参考にして企業の支配構造を点検し、改善すべき事項があるか否かを検討する必要があるといえます。要するに、企業としては、企業支配構造公示制度について単純な規制の強化やコストの増加として受けとめるのではなく、ESG投資戦略が拡大される状況において透明な支配構造作りを通じてリスクを管理し、投資誘致につながる成長エンジンを確保するため、積極的かつ先制的に対応することが望ましいといえます。

上記の内容につき、ご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させていただきます。

Contacts

[日本チーム]

☎ +82-2-316-4114

✉ jpg@shinkim.com

[アドバイズ部門]



張在榮
パートナー

☎ +82-2-316-4350

✉ jychang@shinkim.com



崔井銀
パートナー

☎ +82-2-316-1672

✉ jechoi@shinkim.com



李秀均
パートナー

☎ +82-2-316-1630

✉ sklee@shinkim.com



李鎬淵
パートナー

☎ +82-2-316-1739

✉ hylee@shinkim.com

SHIN & KIM 法務法人(有) 世宗

The content and opinions expressed within Shin & Kim LLC's newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.